

◆以下の事項のうち、 は「従うべき基準」で、それ以外の事項は「参酌すべき基準」である。

| 項目 | 国基準案 | 墨田区基準案 | WG検討結果 |
|-----------------------|---|--|---|
| 従事する者 (省令・第10条) | ・「児童の遊びを指導する者」(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条)であって、都道府県が実施する研修を受講した者とする。 | 国基準案のとおりとする。 | 「従うべき基準」のため、国基準のとおりとする。 |
| 員数 (第10条第2項) | ・「児童の集団の規模」の基準で定める児童の集団に対して職員を2人以上配置することとし、うち1名は有資格者とする。 ・20人未満の小規模クラブについては、専任の有資格職員1名と、併設施設の兼務職員1名でも可とする。 | 国基準案のとおりとする。 | 「従うべき基準」のため、国基準のとおりとする。 現在、墨田区では、指定管理者募集要項で、定員20名に対して常勤職員1名の配置基準を既に設けており、全学童クラブの常勤職員は、「児童の遊びを指導するもの」が配置されている。今後も、国基準で定める資格を持つ者を配置する。 |
| 6年生までの対応 (児童福祉法改正) | ・これまで記載されていた「おおむね10歳未満の児童」の規定が削除された。このことで、6年生までが事業の対象範囲であることが明確化された。ただし、基準案ではこのことに触れておらず、6年生までの受け入れを義務化していない。 | 墨田区学童クラブ条例において、「1年生から3年生に在籍している児童」「4年生以上の児童で、区長が特に必要があると認めるもの」となっていたものを改め、6年生までを対象とする。 | 現状の設備面及び待機児童が発生していることなどから、現行どおり1年生から3年生までの利用を優先し、4年生以降については、障害等を考慮し区長が特に必要と認める場合の利用とする。 6年生までが事業の対象範囲となるため、条例の表現について工夫の必要がある。 |
| 児童の集団の規模 (第10条第4項) | ・「児童の集団の規模」は、おおむね40人までとする。 ・「児童数」の考え方については、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数(=実利用人数)とする。 | 国基準案のとおりとする。 | 「児童数」の考え方を、ひと月分の延利用者人数を開館日数で除した1日の平均利用者数とする。その結果、基準を満たしていないクラブについても「おおむね」の範囲内(1.3倍程度)となり、国基準を準用しても現状の定員を減員する必要はないと考える。 |

| 項目 | 国基準案 | | 墨田区基準案 | WG検討結果 |
|--------------------|--|--|--------------|---|
| 施設・設備 (第9条) | 専用室・専用スペース | <ul style="list-style-type: none"> 専用室・専用スペースを設けること。ただし、クラブを利用しない児童との共用も可能とする。 児童1人当たりおおむね 1.65 m²以上を確保すること | 国基準案のとおりとする。 | 「児童数」の考え方を1日の平均利用者数とすると、墨田区のほとんどのクラブは国基準を満たすことになる。一部において国基準を満たしていないクラブがあるが、それらが「おおむね 1.65 m ² 」の範囲内としてとらえられるか今後考察の必要がある。 |
| | その他・静養スペースを設けること | <ul style="list-style-type: none"> 静養スペースの設置方法は、子どもの安全面、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとする | | |
| 開所日数、開所時間 (第9条) | <ul style="list-style-type: none"> 年間 250 日以上を原則とし、地域の実情を考慮して、事業所ごとに定める。 平日につき1日平均3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、事業所ごとに定める。 | | 国基準案のとおりとする。 | 墨田区の現状は、平成 24 年度 245 日、平成 23 年度 244 日、平成 22 年度 243 日であった。開所時間については満たしている。現状でも 250 日と大きな乖離はなく、「原則」としていることから、国基準のまま定めても現状で問題はないと考える。 |
| その他の基準 | 非常災害対策 (第6条) | <ul style="list-style-type: none"> 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より) | 国基準案のとおりとする。 | 国基準のとおりとしても特に問題はない。 |
| | 虐待等の禁止 (第12条) | <ul style="list-style-type: none"> 入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準より) | 国基準案のとおりとする。 | 国基準のとおりとしても特に問題はない。 |

| 項目 | 国基準案 | | 墨田区基準案 | WG 検討結果 |
|--------|-------------------------|---|------------------|---------------------|
| その他の基準 | 秘密の保持に関する こと（第 16 条） | ・ 正当な理由なく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘密を漏 らしてはならない。（児童福祉施設 の設備及び運営に関する基準より） | 国基準案のとおりとす る。 | 国基準のとおりとしても特に問題はない。 |
| | 保護者との連絡（第 19 条） | ・ 保護者と密接な連絡を取り、支援 の内容等について保護者の理解と協 力を得られるよう努めなければなら ない。 | 国基準案のとおりとす る。 | 国基準のとおりとしても特に問題はない。 |
| | 小学校等との連携 （第 20 条） | ・ 区、児童福祉施設、利用者の通学 する小学校等と密接に連携して支援 に当たらなければならない。 | 国基準案のとおりとす る。 | 国基準のとおりとしても特に問題はない。 |
| | 事故発生時の対応 （第 21 条） | ・ 予め事故やケガの防止に向けた対 策や発生時の対応に関するマニユ アルを作成し、事故やケガが発生した 場合、速やかに適切な処置を行うこ と。（放課後児童クラブガイドライン より） | 国基準案のとおりとす る。 | 国基準のとおりとしても特に問題はない。 |